

海保プチ情報

よくある質問(現場編)



入庁希望者・就活中の方向けの情報掲載
はじめました



Q & A

よくある質問(現場編)

気になることがあれば、ぜひお問い合わせください。

Q

どのような仕事をしているのですか？

A

海上や沿岸における犯罪の取締り、領海警備、海難救助、環境保全、災害対応、海洋調査、船舶の航行安全などに取り組んでいます。

いわゆる海上での警察や消防に加え、海洋環境保全や海洋調査の役割を担っています。



Q

休みに旅行はできますか？

A

海上保安庁では事件・事故に対応するため、24時間即応体制をとっていますが、当番などを決めており、当番にあたらなければ旅行することもできます。



Q

職種によって給料は変わりますか？

A

給料は他の国家公務員と同様に法律で定められ、その職種によって一般事務職に適用される行政職や警備救難などの業務に従事する職に適用される公安職の俸給表により支給されます。

大半の海上保安官は公安職の俸給表の適用を受けており、一般の国家公務員と比較すると高めの給与となっています。

特に巡視船艇や航空機に乗り込む海上保安官や特殊救難隊などに所属する海上保安官には、その職務の特殊性によりさらに俸給の調整額が支給されます。

Q

土日は休めますか？

A

週休2日制ですが、巡視船艇勤務は不定休です。

陸上勤務は、基本的に土日・祝日が休日ですが、勤務先によって変わることもあります。

また、緊急対応などで休日出勤することもありますが、代休または手当が支給されます。



その他の休暇制度

年次休暇／特別休暇(結婚、出産、忌引、夏季休暇、ボランティア休暇など)／病欠休暇(負傷、疾病による場合)／介護休暇／育児休暇

Q

女性職員も男性職員同様に現場で活躍していますか？

A

海上保安庁では、「カイゼン推進本部」を設置し、女性職員が活躍できる職場環境の整備を進めています。

現在、女性職員の活躍の場は、巡視船艇や管区本部などでの勤務のほか、潜水士、国際捜査官、鑑識官、運用管制官、飛行士（パイロット）、整備士などの専門技術を駆使して活躍する職種から、海上保安部長や巡視船船長など、幹部職員としてその重責を担う職まで多岐にわたっています。



etc.

Q

どうやったら潜水士になれますか？

A

海上保安学校卒業生は、現場配属後、まずは各管区で開催される選考会に参加し、潜水研修へ選抜されなければなりません。

その後、2カ月間の研修を経て、潜水士になることができます。

また、海上保安大学校卒業生も、希望と適正により潜水士になれます。

※潜水士になった後は、本人の希望と適正により、機動救難士や特殊救難隊の道に進むこともできます。



Q

配属先の希望は叶いますか？

A

希望が叶わないこともあります。配属先は毎年、本人の希望（勤務地、役職など）をきいた上でそれらを勧奨し決定されます。

Q

どのくらいの頻度で転勤がありますか？

A

人によってばらつきがありますが、2～3年の頻度で転勤があります。

また、海上保安大学校本科・初任科、海上保安学校航空課程・管制課程・海洋科学課程・一般課程（航空整備コース）は全国転勤、海上保安学校一般課程（航空整備コースを除く）は管区内転勤となっています。

※個別事情に応じた転勤となるよう可能な限り調整します

Point



海上保安庁では、オンラインで業務説明会を開催しております。巡視船艇での生活や海上保安大学校・海上保安学校など様々な疑問にお答えしますので、お気軽にご参加ください！

お申込みはこちら

